

## 大津市住生活基本計画策定に係る意見聴取会設置要綱 (設置)

第1条 本市における市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標、基本的な施策等を定める住生活基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に向けて、学識経験を有する者等から意見を聴取するため、住生活基本計画策定に係る意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）を設置する。

### (意見を聴取する事項)

第2条 意見聴取会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 基本計画の基本理念及び課題に関すること。
- (2) 基本計画の目標及び推進に関すること。
- (3) その他基本計画の策定に関し必要な事項

### (構成)

第3条 意見聴取会は、次に掲げる者のうちから市長が適当と認める者6人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から選出された者

### (会議)

第4条 意見聴取会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じ、次条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）が招集する。

- 2 庶務担当課長は、意見聴取会を構成する者のうちから、座長及び副座長を指名することができる。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長が、その職務を代理する。
- 5 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 意見聴取会の庶務は、都市計画部住宅政策課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、意見聴取会の運営に関し必要な事項は、庶務担当課長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。